

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

告示

- 東京都屋外広告物条例第六条第四号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域の指定…………… (都市整備局都市づくり政策部緑地景観課) …… 一
 - 建築基準法による一団地の区域…………… (都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課) …… 三
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定…………… (環境局環境改善部化学物質対策課) …… 三
 - 港湾施設の変更…………… (港湾局港湾経営部経営課) …… 四
- 公 告
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出…………… (産業労働局商工部地域産業振興課) …… 四
 - 大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要…………… (同) …… 五

告示

● 東京都告示第七百九十五号

東京都屋外広告物条例 (昭和二十四年東京都条例第百号) 第六条第四号の規定に基づき、屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置してはならない区域

を次のとおり定める。

平成二十七年十二月十五日

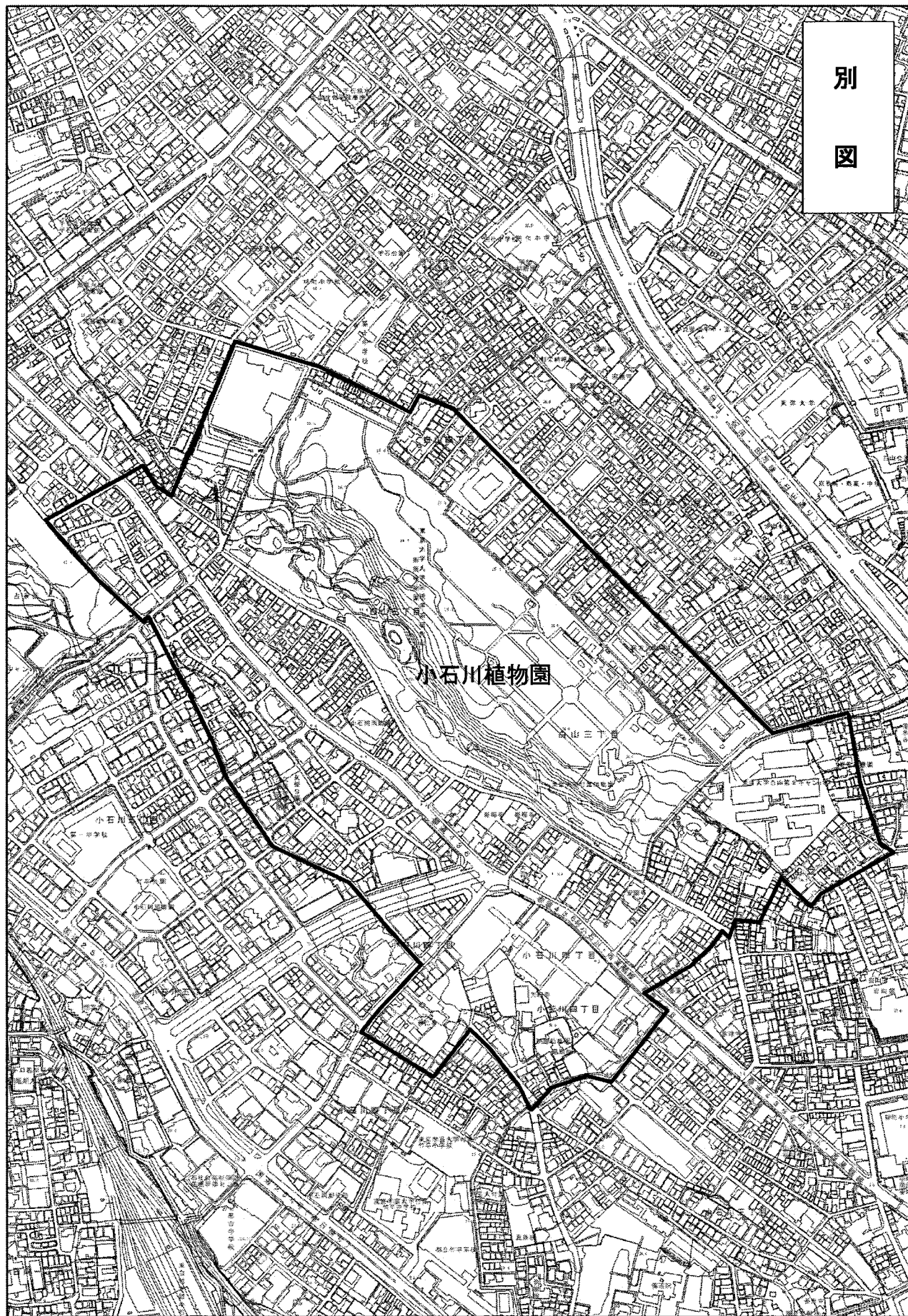
東京都知事 舛 添 要 一

文京区白山二丁目、白山三丁目、白山四丁目、小石川四丁目、小石川五丁目、千石二丁目及び大塚三丁目のうち、別図に示す区域における地盤面から高さ二十メートル以上の空間

附 則

この告示は、平成二十八年一月一日から施行する。

別
図



●東京都告示第七百九十六号
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

西東京市保谷町三丁目千八十一番一、平成二十七年十月十八日
 千八十四番一及び同番五並びに同番 一月十八日
 六、同番七、千八十五番一及び千八十六番の各一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第七百九十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月十五日

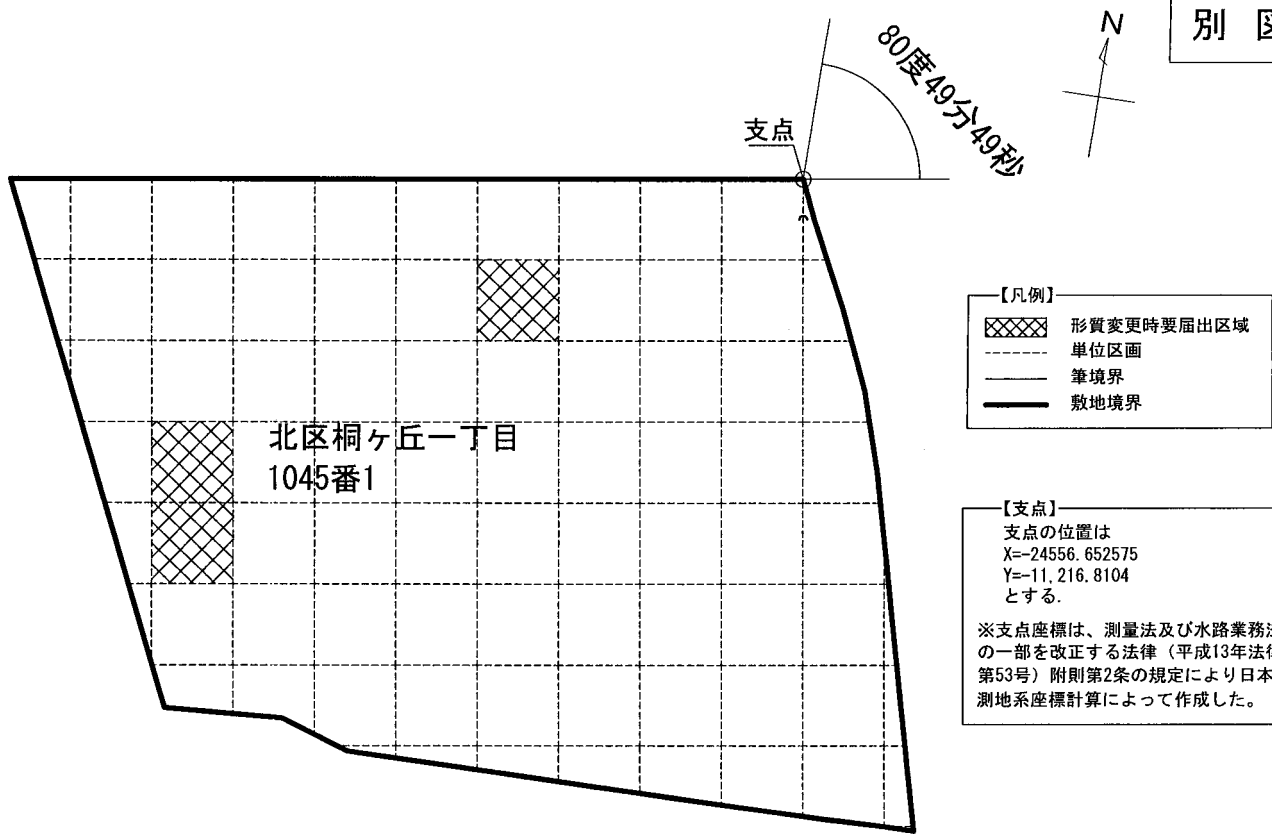
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(北区桐ヶ丘一

丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度(80度49分49秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第七百九十八号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成二十七年十二月十五日

東京都知事 舛添 要一

| 種類 | 名称 | 変更前 | 変更後 | 所在地 | 変更年 |
|----|------|-----------|---------|-------|--------|
| 栈橋 | フェ | 延長二三八メ | 延長二七〇 | 江東区 | 平成二 |
| | リー | 1ト水深A | メートル水 | 有明四 | 十七年 |
| ふ頭 | 第(一) | P. (-)八・五 | 深A. P. | 丁目十 | 十二月 |
| | 第(二) | メートル | (-)八・五メ | 五番二 | 十六日 |
| 岸壁 | 第(三) | フェ | 延長二五三メ | 延長一九五 | 江東区 同右 |
| | リー | 1ト水深A | メートル水 | 有明四 | |
| ふ頭 | 第(一) | P. (-)八・五 | 深A. P. | 丁目十 | |
| | 第(二) | メートル | (-)八・五メ | 五番四 | |

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年十二月十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十七年十二月十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名 東急プラザ銀座
- 二 店舗所在地 中央区銀座五丁目二番一号
- 三 設置者名 合同会社スベードハウス
- 四 設置者住所 中央区日本橋一丁目四番一号 日本橋一丁目ビルディング
- 五 変更前の店舗名 (仮称)銀座5丁目計画
- 六 変更後の店舗名 東急プラザ銀座
- 七 変更前の店舗所在地 中央区銀座五丁目百二番一ほか
- 八 変更後の店舗所在地 中央区銀座五丁目二番一号
- 九 変更日 平成二十七年十月二十八日
- 十 届出日 平成二十七年十一月二十五日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 平成二十七年十二月十五日から平成二十八年四月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく東京都の意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第四項の規定による東京都の意見について、同条第六項の規定により次のとおり概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成二十七年十二月十五日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 店舗名、店舗所在地及び設置者名
 - (一)ア 店舗名 トヨタ池袋ビル
 - イ 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目三番五号
 - ウ 設置者名 トヨタ自動車株式会社
 - (二)ア 店舗名 和田Uビル
 - イ 店舗所在地 多摩市大字和田千四百三十四番地一ほか
 - ウ 設置者名 由木 勉
 - (三)ア 店舗名 (仮称)いなげや保谷本町店
 - イ 店舗所在地 西東京市保谷町五丁目八番十二号
 - ウ 設置者名 株式会社サビアコーポレーション
 - (四)ア 店舗名 志村3丁目駅前ショッピングセンター
 - イ 店舗所在地 板橋区志村三丁目二十六番四号
 - ウ 設置者名 フロンティア不動産投資法人
 - (五)ア 店舗名 メットライフ・JTB新宿スクエア
 - イ 店舗所在地 新宿区新宿三丁目一番二十号
 - ウ 設置者名 三井住友信託銀行株式会社ほか一名

(六)ア 店舗名 東金ビル

- イ 店舗所在地 板橋区東坂下二丁目十二番八号
- ウ 設置者名 株式会社Olympicグループ
- (七)ア 店舗名 ホームセンターコーナン本羽田店
- イ 店舗所在地 大田区本羽田二丁目三番一号
- ウ 設置者名 コーナン商事株式会社
- (八)ア 店舗名 カワタケビル
- イ 店舗所在地 調布市仙川町一丁目四十八番地四ほか
- ウ 設置者名 株式会社カワタケ

二 東京都の意見の概要

- (一) 概要 一(一)から(八)までの店舗に係る届出については、区市の意見に配慮するとともに大規模小売店舗立地法第四條に基づく指針を勘案し、総合的に判断して、意見なしとする。
- (二) 意見の通知日 平成二十七年十二月二日

三 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

四 縦覧期間

平成二十七年十二月十五日から平成二十八年一月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

五 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七
 号(代)

郵便番号
 113-0001